

視 点



TPPと日本農業IX

— 日米同盟と市場原理 —

農的デザイン研究所

代表 蔦谷 栄一

越年した交渉

TPP交渉は昨年内に合意に達することができず、越年した。関税撤廃にとどまらず知的財産権の保護、国有企業改革などで、溝が埋まらなかったものである。

関税問題については、その後も日米二国間での協議が行われており、新聞報道によれば日本は農産品5項目のなかでも牛タンや加工米など一部の品目の関税を撤廃して、関税を撤廃する品目の割合を九五割程度に引き上げることが提示されているもようである。

これに対してアメリカは日本にあくまでほとんどすべての農産品の関税撤廃を強硬に求め続けているとされる。一方、自動車については、アメリカは日本車にかけている二・五割の関税を撤廃する時期を明らかにしないと同時に、軽自動車の優遇税制を問題視している。

進展を左右するTPA

こうした中で注目されるのがアメリカ政府に強力な貿易交渉権限を与える大統領貿易促進権限（TPA）法案の行方である。一月九日にアメリカ議会の超党派議員によって法案が提出されたが、審議の行方はいまのところ不透明である。

TPA法案が可決されれば、アメリカ政府が他国と合意した貿易協定について、議会から修正を求められることはなく、承認するかどうかなければ、議院に問うことになる。したがってTPA法案が成立すれば大統領に交渉権限が委譲され、TPP交渉も円滑にすすむことになるが、不成立の場合には大統領の裁量は小さく、交渉の停滞・長期化を余儀なくされることになる。

TPA法案がスムーズに成立すれば、二月もしくは三月にTPP閣僚会合で、知的財産権等での対立解消の妥協点を探り、四月のオバマ大統領のアジア歴訪で

政治決着する可能性が高い。

ポイントとなる4月

TPA法案は各国との貿易交渉に対し、農業分野の関税をアメリカと同等以下の水準まで削減しよう求める内容となっている。一方、TPA法案が成立しない場合には、TPA合意が先延ばしはされるが、議会により厳しい要求がつきつけられる可能性も強い。

また今年の十一月にはアメリカ議会の中間選挙を控えており、四月に決着できなければ、しばらくの間は実質的な協議は難しくなると思われる。

いずれにしても四月が大きなポイントとなるが、仮に決着が先延ばしとなってもわが国にとってTPPが地獄であることに変わりはない。

アメリカの生残り戦略

すなわち、これまでの交渉の過程で明らかになってきたことは、TPPはあくまでアメリカの利益確保、

アメリカの生き残りがすべてであり、表面的な外交辞令はともかくとして、基本的に各国と共生していくという意識は乏しい。「アメリカの側につけ。つくならアメリカのいうことを聞け」ということである。要するに「アメリカとの同盟を選択せよ。選択するならば市場原理を全面的に受け入

れる」という力ずくの論理である。「わが国は国益が守られる限り」ということで交渉に頑張っていることは確かである。しかしながら「TPPに入るのが国益」とする最近の安倍首相の発言は本末転倒であり、強く危うさを感じさせるものであり、先行きが懸念される。

長野県における6次産業化の推進

農林水産物や食文化、農村景観など豊富にある地域資源の高付加価値化により、地域雇用の確保や所得向上といった地域の活性化を目指すことが大切です。

そのため、長野県では「しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）」の重点プロジェクトに農林業の高付加価値化を位置づけ、関連する各部局が一体となって6次産業化を推進しています。

6次産業化を推進するため、平成25年9月18日に県内の農林水産業関係団体、2次、3次産業関係団体など様々な産業団体が参加した「信州6次産業化推進協議会」を設立しました。協議会では、シンポジウムや学習会による農業者の意識啓発、個別相談会や事業化への支援に取り組んでいます。

また、県下10地域にも同様の構成団体による「地域6次産業化推進協議会」を設置し、学習会や個別相談会といった地域での推進活動を行なうとともに「6次産業化相談窓口」を設置し、相談者の6次産業化の課題に対して高度な知見を有する民間の専門家を無料で派遣するなど、課題解決に向けたアドバイスをこなっています。

さらに東、南、中、北信の各地に地域推進員を配置し、地域での推進活動や案件発掘、事業化計画等の策定など、きめ細かな支援を行っています。

信州6次産業化推進協議会のホームページ（<http://www.shinshu-6jika.jp/>）では、6次産業化を目指す異業種の方々の意見交換により、新たなビジネスの創出を促すフォームを用意しておりますので、ご活用ください。

（農業政策課農産物マーケティング室）



天眼鏡

地域流通重視こそが究極の安全対策

まさか日本で、と驚かされた安全性をめぐる事件が発生した。ご承知のマルハニチロホールディングスのグループ会社アクリフーズの群馬工場で製造したピザ、チキンナゲット、コロッケの冷凍食品の計4商品から農薬マラチオンが検出された事件である。昨年10～12月に製造された商品の一部からマラチオンが検出されたもので、商品約640万個が自主回収されるとともに、1月24日まで、全国で同商品を食べた2800人を超える人がおう吐や下痢などの症状を訴えた。同工場は操業を停止するとともに、マルハニチロホールディングスおよびアクリフーズ両社社長の引責辞任も発表されている。本件は工場の契約社員による農薬混入であり、これまでの食品の安全性をめぐる事件のほとんどは過失が原因であったのとは質がまったく異なる。

今回事件の発生ですぐに想起されるのが2008年に発生した中国製冷凍ギョーザ中毒事件である。生協等が中国から輸入した冷凍ギョーザから農薬メタミホドスが検出され、日本人10人が被害を受けたものである。事件発生にともなって中国の農産物・食品の安全性に対する不安が増幅し、一時的ではありながらも農産物・食品の国内回帰現象が発生した。この事件では冷凍ギョーザの袋に穴が開いているのが発見され、外から注射器で農薬を注入したことが推測されることから、当初から人為による事件とみなされ捜査が行われてきた。10年8月に元臨時従業員が起訴され、本年1月には無期懲役の判決が下された。犯行の動機は、臨時従業員の正社員に対してのあまりの低賃金にあったとされている。

中国冷凍ギョーザ事件について、筆

者を含めた多くの日本人は、対岸の火事であり、日本では起こりえないものと気楽に受け止めたのではなかろうか。それがまったく同様の事件がわが国でも発生してしまったわけで、この二つの事件とも故意による人為的事故であるとともに、その原因は低賃金、正社員と契約社員等との大きな格差に求められる。アクリフーズの場合、契約社員でも業績評価が高ければ正社員になることができる制度を導入してはいるものの、中身は約200人いる契約社員の中から正社員になることができるのは年間わずか3人だけというもので、宝くじ並みの確率でしかない。企業はバブル崩壊以降、固定経費、特に人件費の削減で企業は利益をねん出し、競争力を維持してきたが、人件費を削減すればするほど国内の消費購買力が低下して海外に市場を求めるしかなくなるだけでなく、食品衛生のリスクまで増加しかねないという現実が浮かびあがってきたといえる。

従業員を大事にする、という基本をあらためて教えてくれる苦い教訓であり、その原因へのまっとうな手当てなくして事件の再発は避けられそうにないとはいえ、原因の解消はきわめて困難であり、まさにテロ行為ともいえる事件への対応には自ずと限界がある。結局は大量生産、広域流通から、顔と顔の見える関係や地産地消等による地域流通重視とこれに見合った適正規模による生産を志向していくしか有効な手立てはないのではなかろうか。

(農的社会デザイン研究所

代表 蔦谷 栄一)